

## 「もおしんインターネットバンキング」の不正利用による 預金被害補償について

当組合では、もおしんインターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しによる被害に遭われた場合、下記の補償にかかる条件等に基づき当組合が被害額を補償いたします。

お客さまにおかれましても、インターネットバンキングのお取引にかかるID・パスワード等を厳重に管理していただきますようお願いいたします。

### 1. 対象となるお客様

当組合の「もおしんインターネットバンキング」で資金移動サービスをご契約いただいているお客様

### 2. 補償内容

もおしんインターネットバンキングをご利用のお客様が不正送金被害に遭われた場合、以下の被害額を補償いたします。

1口座あたり年間の 補償限度額	法人・個人事業主	3,000万円
	個人	100万円

### 3. 補償の前提条件

- (1)被害に気付かれた後、当組合に速やかにご通知いただいていること。  
(通知日の30日前以降に発生した被害が補償対象となります)
- (2)当組合の調査に対し、十分なお説明をいただいていること。
- (3)警察署に被害事実等の説明を行い、捜査に協力されていること。

### 4. 補償の対象外となる場合

- (1)メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやブラウザ等を使用している場合
- (2)被害に遭われた日から30日以内に当組合へご連絡いただけない場合
- (3)他人に強要されたことにより生じた損害の場合
- (4)パソコンおよび通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で行われた場合
- (5)お客さまの家族・同居人・留守人または使用者が使用または加担したログインID・パスワード等の盗難、不正使用等によって損害が生じた場合
- (6)戦争、地震などによる著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用により生じた損害の場合
- (7)警察に被害届をご提出いただけない場合
- (8)お客さまの故意・重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合

### 5. 被害に遭われた場合

万が一、身に覚えのない不審なお取引にお気づきの際は、直ちに当組合のお取引店または下記連絡先までご連絡いただくとともに、最寄りの警察署へご連絡下さい。

【本件に関するお問い合わせ先】

真岡信用組合 業務部

受付時間：平日9時～17時

T E L：0285-82-3496